

議員提出議案第1号

水道事業に対する防災・安全交付金の採択基準の緩和と財政支援を
求める意見書

地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定に基づき、
上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和8年6月22日

岩倉市議会議長 須藤 智子 様

提出者 岩倉市議会議員

梅村 均

賛成者 岩倉市議会議員

柳谷 規子

岩倉市議会議員

鬼頭 博和

岩倉市議会議員

大野 慎治

水道事業に対する防災・安全交付金の採択基準の緩和と財政支援を求める意見書

水は、人々の生活や経済活動に欠かすことができない最も基本的なライフラインであり、水道事業は、安全で安心な水を安定的に供給し続ける役割を担うとともに、水道施設を次世代に確実に引き継いでいくことが求められる。

しかし、人口減少や節水意識の向上等による給水収益の減少に加え、老朽化した水道施設の維持管理や頻発する自然災害に備えるための耐震化を含む更新費用の増大など、全国の水道事業者の財政状況は非常に厳しい状況となっている。

本市では、事業の効率化など経営努力を続けているが、使用水量の減少に伴う給水収益の減少、建設改良工事の実施や物価高騰の影響に加え、PFOS・PFOAなど新たな課題に対する費用も増加しており、経営は危機的な状況となっている。

管路の更新では、令和6年度末の基幹管路の耐震適合率は56.0%と愛知県平均より低い水準となっており、さらに、近年における労務費や資材費単価の急激な上昇等により、事業の進捗に遅れが生じている。

管路の更新における財源について、防災・安全交付金の重要給水施設配水管整備事業では、採択条件の一つである資本単価の要件を満たしておらず、その他の管路整備事業についても国が示す、平均水道料金や給水収支に占める企業債残高割合など、全ての要件を満たしていない。このため、自己資金や企業債を財源として水道施設の整備を進めている。

また、経営の健全化を図るために、水道料金等審議会を設置し、水道料金の適正化と資金確保に向けた検討を行う中で、既存の交付金の交付要件を満たすための料金設定についてシミュレーションを実施したところ、料金改定率が55%となった。このような大幅な改定は、市民生活への影響を考慮して不採用とし、令和8年10月より平均約30%の改定を実施することになっている。

一方、令和6年度に上下水道管路の一体的な耐震化を支援するための新たな交付金制度が創設され、資本単価を満たさなくても、管路耐震化の実績等による「加速要件」を満たすことで、国の支援を受けることが可能となった。本市では「加速要件」を満たすための「上下水道耐震化計画」を

策定し、管路の耐震化をこれまでより1.5倍進める方針としているが、既存の枠組みである防災・安全交付金を活用することで、老朽管対策を一層推進することができる。

よって、岩倉市議会は、上水道事業の基盤を強化し、将来にわたり、持続可能なものとするため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 水道事業において、防災・安全交付金の採択基準を大幅に緩和すること。
- 2 水道事業において、老朽管対策や耐震化対策をはじめとする水道施設の維持管理及び更新費に対する財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、